

成人の予防接種を実施します

問健康政策課 東1階 TEL(23)8975

■ 65歳以上の方を対象としたインフルエンザ定期予防接種

市では、65歳以上の方を対象としたインフルエンザ定期予防接種を実施します。本格的な流行が始まる前に、予防接種を受けましょう。

●対象者…大田原市に住所を有し(※)、接種を希望する方で次の①または②のいずれかに該当する方

① 65歳以上の方

② 60歳以上64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能や、HIVにより免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳1級の交付を受けている方

※原発避難者特例法に基づき指定市町村から住民票を移さずに大田原市に避難している方を含む

●接種期間…10月1日(日)～平成30年2月28日(水)

※接種開始日は、各医療機関にお問い合わせください。(各医療機関によって開始時期が異なります。)

●受け方…本人または家族が医療機関に直接連絡し、体調の良いときに受けましょう。

①委託医療機関…市内医療機関(眼科・皮膚科などを除く)

※市外の医療機関でも、「栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ事業」に参加する県内の医療機関である場合、または個別に市との委託契約を結んでいる場合は、通常通り事前の手続きや接種料金の自己負担は無く接種を受けることができます。詳しくは上記健康政策課または医療機関へお問い合わせください。

なお、契約外の医療機関や県外の医療機関での接種を希望する場合は、事前の手続きが必要になりますので、接種前に上記健康政策課へお問い合わせください。

②接種回数…1人1回 ③接種料金…無料(※委託医療機関でない場合は自己負担が発生する場合があります。)

④持ち物…保険証

■ 高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種はお済みですか？

平成29年度対象者への助成期間は、平成30年3月31日(土)までとなります。

現在65歳以上の方が定期接種の対象となるのは、平成30年度までの間に1人1回限りです。現制度においては、定期接種の該当年度内に接種しなければ、今後再び対象になることはありませんのでご注意ください

●対象者…大田原市に住所を有し(※)、表1に該当する方。

※原発避難者特例法に基づき、指定市町村から住民票を移さずに大田原市に避難している方を含む

●受け方…本人または家族が医療機関に直接予約し、市から送付した予診票(下記④)を持参の上、体調の良いときに受けましょう。

①委託医療機関…医療機関の取り扱いについては、上記インフルエンザ定期予防接種と同様です。※ただし、ときながメンタルクリニック、西田整形外科医院および吉成小児科では高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種は実施していません。

②接種回数…1人1回

③医療機関窓口で支払う自己負担額…4,100円(接種費用7,700円のうち、3,600円を市が負担)

※委託医療機関でない場合は、自己負担額が変わる場合があります。

※生活保護を受給されている方は、自己負担額が助成されます。必ず、接種前にお問い合わせください。

④持ち物…保険証及び予診票(今年度対象の方には、4月上旬までにすでにご自宅にお送りしています。長方形で青色の封筒です。お手元がない場合には、余裕をもって健康政策課までご連絡ください。)

表1 平成29年度 高齢者の肺炎球菌の定期接種対象者
(過去に肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)を受けたことがある方を除く。)

対象者	生年月日	【定期接種の対象とならない方】 今年度対象とならない方で、以下の①～③に全て該当する方は、大田原市法定外予防接種として、同じく費用助成(3,600円)が受けられます。 ① 70歳以上 ② 過去に肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)を受けてから5年以上経過している、もしくは接種を受けたことがない ③ 過去にこの費用助成を受けていない 大田原市法定外予防接種として接種を希望される場合は、事前の手続きが必要になります。(健康政策課・各支所・出張所)	
①	65歳となる方		昭和27年4月2日生まれ ～昭和28年4月1日生まれ
	70歳となる方		昭和22年4月2日生まれ ～昭和23年4月1日生まれ
	75歳となる方		昭和17年4月2日生まれ ～昭和18年4月1日生まれ
	80歳となる方		昭和12年4月2日生まれ ～昭和13年4月1日生まれ
	85歳となる方		昭和7年4月2日生まれ ～昭和8年4月1日生まれ
	90歳となる方		昭和2年4月2日生まれ ～昭和3年4月1日生まれ
	95歳となる方		大正11年4月2日生まれ ～大正12年4月1日生まれ
	100歳となる方		大正6年4月2日生まれ ～大正7年4月1日生まれ
② 60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能や、HIVにより免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳1級の交付を受けている方			

A 仮設庁舎A棟

B 仮設庁舎B棟

東 東別館

文 大田原市総合文化会館

南 南別館

議 議会棟

人権擁護委員の紹介

問 総務課 A2階 TEL (23)1111

人権擁護委員は法務大臣から委嘱を受け、日常生活の中で基本的人権が侵されることのないよう活動しています。人権問題解決に向けて相談に乗ったり、各学校での人権教室や、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるよう、街頭啓発活動などを行っています。

平成29年10月1日付けをもって、次の方が委嘱されましたのでお知らせします。

- ▶越沼 憲雄氏(再任 蛭田)
- ▶村上 かづみ氏(新任 佐久山)
- ▶相澤 康子氏(新任 野崎)
- ▶奥村 恵美子氏(新任 佐良土)

次期一般廃棄物最終処分場を建設します

私たちの家庭で発生したごみは、一般廃棄物として収集されていますが、大田原市と那須町では「広域クリーンセンター大田原」(大田原市若草)へ運ばれて焼却処分されています。そして、焼却処分によって最終的に発生する焼却灰などは、焼却残さとして「黒羽グリーンオアシス」(大田原市川田)へ運搬され埋立処分されています。

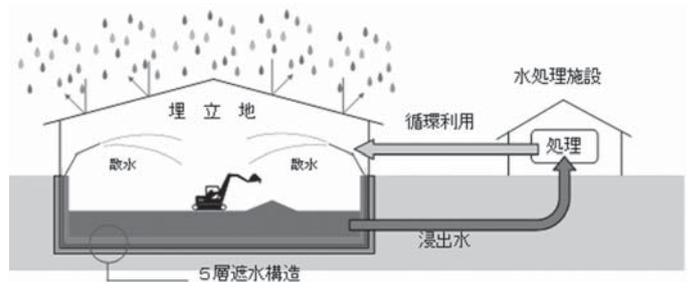
平成9年度より埋立が始まった黒羽グリーンオアシスですが、平成33年度末で埋立期限を迎えるため、新たな一般廃棄物最終処分場を建設する必要があります。有識者会議の意見をもとに協議を行った結果、地元の理解・協力の上、次期施設の建設地は、那須町吉田地区と決定しました。平成29年8月8日には調印式を実施し、環境保全協定を締結しました。

那須地区広域行政事務組合では、安全・安心な施設を目指し、最終処分場の整備を進めています。

問 那須地区広域行政事務組合 TEL 0287(65)3611

http://www.nasukouiki.or.jp

問 市生活環境課 A1階 TEL (23)8706



大雄寺 国重要文化財指定記念事業

問申 文化振興課 湯 TEL (98)3768

大雄寺は、黒羽藩主大関家の菩提寺として庇護を受け、江戸中期から末期にかけて境内が整えられました。近世曹洞宗寺院における地方藩の菩提寺として高い価値を有していると評価されたことにより、国の重要文化財指定を受けることとなりました。これを記念して次のとおり記念事業を行います。

●日時…11月4日(土)午後1時30分～午後4時30分(午後1時開場)

●場所…黒羽・川西地区公民館多目的ホール(黒羽庁舎2階)

●内容…▶記念式典(午後1時30分～)

▶記念講演会(午後2時～)

演題「大雄寺の建造物の評価について」文化庁文化財部参事官(建造物担当) 文化財調査官 小沼 景子 氏

▶指定文化財特別解説(午後3時～)▶大雄寺宝物収蔵庫「集古館」特別公開(午後3時30分～午後4時30分)

●定員…130名(事前申込・入場無料)

●申込方法…10月10日(火)から文化振興課まで電話で申し込み。

大田原市民憲章推進大会

問 生涯学習課 生 TEL (23)2005

大田原市民憲章は、「緑と光とやすらぎのある平和な住みよいまちづくり」を推進するため、大田原市民の道しるべとして昭和49年11月1日に制定されました。この市民憲章を推進する大会を次のとおり行います。

●日時…10月21日(土)午後1時～

●場所…那須野が原ハーモニーホール 小ホール

●内容…▶市民憲章に関する作文の審査結果報告、表彰および発表▶花いっぱいコンクール表彰▶緑化顕彰表彰

●講演会(午後2時～)

▶講師:歴史作家・歴史研究者 河合 敦 氏 ▶演題:「人生を豊かにする幕末の偉人に学ぶ生き方」

※入場無料、申込不要、先着順。

また、大会に先立ち、各地区の花いっぱい審査会において最優秀賞を獲得した自治公民館を対象に市の審査会が8月22日(火)に開催されました。入賞した自治公民館には、市民憲章推進大会において表彰を行います。

●フラワーポットの部…▶最優秀賞:経塚(大田原西) ▶優秀賞:寺町(大田原東)

●花壇の部…▶最優秀賞:練貫(金田北) ▶優秀賞:赤堀(大田原西)、上町(川西)

▶優良賞:新富ニュータウン(大田原東)、倉骨(金田南)、宇田川(親園)、中薄葉(野崎)、福原南部(佐久山)、新宿(湯津上)、片田(黒羽)、中野内(両郷)、須賀川上(須賀川)

●フラワーロードの部…▶最優秀賞:平沢(野崎) ▶優秀賞:浅野(大田原西)

▶優良賞:北区(黒羽)、寺宿(両郷)、須賀川中(須賀川)



河合 敦 氏